

社会福祉施設等施設整備費補助金概要（障害福祉関係）

（※令和8年度のものであり、令和9年度には変更になる場合があります）

1 補助概要

補 助 概 要	対象法人	社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等
	補助対象サービス種別	(1) 障害者支援施設 (2) 障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、就労定着支援） (3) 短期入所、共同生活援助、自立生活援助、福祉ホーム (4) 居宅介護事業所、相談支援事業所
	整備区分	(ア) 創設（新築） (イ) 増築 (ウ) 改築 (エ) 大規模修繕（賃貸物件含む）
	負担割合	国 1/2、県 1/4、法人 1/4（国+県の 3/4 が補助）
	補助額	(1) 創設、増築、改築：補助対象経費 × 3/4 と国庫補助基準額を比較して低い額 (2) 大規模修繕等の補助基準については、国通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」を参照すること（補助額は補助基準価格 × 3/4） ※大規模修繕の補助基準は、原則、総事業費が以下のものに限る。 ・ 共同生活援助については 30 万円以上 1,000 万円以内 ・ 短期入所については 30 万円以上 600 万円以内 ・ その他障害福祉サービス事業所については 30 万円以上 500 万円未満 ※防犯対策強化に係る整備の場合 ① 門・フェンス等の設置修繕については入所施設において総事業費が 100 万円以上、通所施設においては総事業費 30 万円以上のもの。 ② 非常通報装置等の設置の場合、総事業費が 30 万円以上のもの。

※詳細は「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」等をご確認ください。

（県 HP に掲載されておりますので下記 URL をご参照ください。）

<https://www.pref.toyama.jp/1209/kurashi/kenkou/shougaiisha/jigyousha/kj00009403/kj00009403-002-01.html>

2 整備区分の定義

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
大規模修繕	既存施設について改修整備を行うこと。

3 今後のおおまかなスケジュール（予定）

時 期（※）	内 容	備 考
令和8年9月中旬～	必要に応じて整備計画ヒアリングを実施	
令和8年10月以降	県 令和9年度当初予算編成	
令和9年4月頃	国庫補助協議関係資料提出依頼 （法人→県へ協議書提出） 国庫補助協議 （県→国へ協議書提出）	・ 例年6月頃に国から内示 ・ 9月頃に国から交付決定

※一般的な流れであり、時期については前後することがあるのでご留意願います。